平成２１年（フ）第９０４号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛1057番地　アルファスクエア新白岡ブランシェ302
債務者　久保　道郎
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１１号
さいたま市北区今羽町117番地２　大宮今羽団地１―701
債務者　櫻井　祐介
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
埼玉県朝霞市本町１丁目36番27号　ポーロニアＣ308
債務者　太田　茂雄
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９３８号
さいたま市浦和区常盤３丁目６番７―202号　大西勝晃方
債務者　齊藤　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市藤戸町天城209番地
債務者　森下　優次
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４７号
岩手県九戸郡洋野町種市第32地割83番地
債務者　阿部裕美子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第４９号
岩手県久慈市侍浜町本町第９地割49番地５
債務者　浅水　鈴美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５０号
岩手県久慈市新井田第３地割71番地２　佐々木アパート
債務者　小司　由紀
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第５１号
岩手県二戸市野々上字落合54番地１　漆原正夫方
債務者　渋屋　福士
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１０２号
栃木県佐野市堀米町3971番地４　グレイスハウスＡ棟
債務者　小倉　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０３号
栃木県佐野市犬伏新町1330番地
債務者　笠井　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第４１５号
名古屋市中川区打中１丁目199番地　スプリンタービレッジ１Ｂ号
破産者　稲葉　豊実
1　主文　当裁判所が平成21年５月15日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「名古屋市中川区打中１丁目199番地　スプリンクラービレッジ１Ｂ号」とあるのを「名古屋市中川区打中１丁目199番地　スプリンタービレッジ１Ｂ号」と更正する。
2　決定年月日　平成21年７月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５９５号
北海道留萌市五十嵐町１丁目４番25号
破産者　猪口　耕司
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３６９号
富山市柳町１丁目２番５―102号　コーポ四季、前住所富山市山室荒屋517番地
破産者　稲垣　英則
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３４９号
長野市篠ノ井塩崎6563番地　庄ノ宮団地186
破産者　建部　　学
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係